○選管告示

県営大迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)…………………………五 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………………五

公安委公告

○漁調委告示

口

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二件)

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)…………………………………………………………………………………………四 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)…………………………三

(砂防課)

应

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

山口県告示第二百四十四号

目

次

平成 29年 6 月30日 (金曜日)

山口県告示第二百四十三号

平成二十九年度地籍調査事業計画に関する告示(平成二十九年山口県告示第百八十一

の一部を次のように改正する。 平成二十九年六月三十日 調査期間中「同年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」

山口県知事

村

岡

嗣

政

に改める。

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

の間、 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年六月三十日から同年七月二十日まで 覧に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

工場又は事業場の名称及び所在地 名称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府

特定施設に関する事項 防府市協和町一番一号

構造及び使用時間間隔等

		_
	種類	
	能。然一時力	構
	年 子 月 月 日 定 手	
	年予工 月 月 日定成	造
	年予使 月 開 日定始	
	間 使 用 時間	使用
	時り一 の日	
	使当 間用た	の
_	動季	方
	動の概要学節的変	法

循環水生物処理施設

処理前

通

処理後

Ŧī.

六〇

八〇

一六五

六六・四

 \bigcirc

八九

最終沈殿処理施

処理後

処理前

四八・

七五

四

<u>Ŧ</u>i.

八〇

三八・六

七〇

 \circ

八六

七六、

000

九一、二〇〇

"

"

"

山

 (\Box)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種

類

項 目

水素イオン濃度 常最

| イ学的酸素要求量

通

通 浮

常

遊

、物 最 mg /質

ℓ量

最 (mg/ℓ) (mg/ℓ)

窒 態

é)素

通

常 最mg

通

常 燐ル mg 最

通

最

大

状

0)

値

汚水等の一

日当たりの量

 $\widehat{\text{m}^3}$

年 月 日

10七:六

五〇

00

1100

検 出

せ ず

100

0

九

七五七 常

五六八

水

 \Box

県

四七 - ホ 一、八〇〇 九、二三 一〇、二〇 一〇、三一 連 続 二四時間 変動なし

		乐	¥R		(正共	妇)			弗 28	/3	7	_
最終沈殿処罚	循環水生物処	種	一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考()の表	四七一ホ		種類		二 排出さ	第四十七	備考 「四七一	
理施設	理施設	類	構造及	表の備考は、		通	水		れる汚	号の医療	ローホ」とは、	
"	コンク	構	び使用時設に関す		三	常	素 イ オ		水等の活	楽品製造		
	リート製	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	この表について準用する。	л) —	最大	(水素指数)	汚	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量	第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。	水質汚濁防止法施行令	
		能		用する。		通	化学	水	値及び活	9る廃ガ	伝施行令	
1110, 000	Щ О́	m³			八八〇	常	的酸素	等	水等の	ス洗浄施	(昭和加	
000	图0,000	旦力			1 =	最	素質要求	守	量	心設をい	(昭和四十六年政令第百八十八号)	
沈	生物	処理			111110	大通	<u>ℓ</u> 量	の		う。	政令第五	
	処	の方式					浮遊	汚			日八十八	-
殿	連	間使			<i>五</i> .	常最	物					-
		用時			_	大	mg質 ℓ 量	染			別表第一	
	続	隔間			 検 出	通	窒	状				_
"	四時	の一日田当時た			山せず横	常最		能				
"	間 変	間り			出せ	以	mg					
	動	概			ず 検	大通	ℓ 素	の				
	なし	動要の			出せ	VI.		値				
E	£	年 月 日			ずん出せず	常最大	燐½ (mg/ℓ)					
		年事完成至				通	汚水等の一	Î				
		日定			七二	常						
nint)	л. Ž	年用開始				最	日当だりの量() }				

 \widehat{m}^3

九〇

萩市西部加入区

山崎慎太郎

骨院はりきゅう整

氏施 名術者の

施

所術

県

五.

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

山口県告示第二百四十五号

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一 項の規定により、 医療

平成二十九年六月三十日

山口県知事

村 岡 嗣

政

指 定 年 月

日

地 平成二九、 Æ,

三

下松市栄町三丁目五番五号

山口県告示第二百四十六号

山

があったと認めた。 る届出を審査した結果、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ 次の加入区について、 同法第百十二条第一項の規定による同意

平成二十九年六月三十日

萩市東部加入区

阿武町加入区

山口県知事

村

岡

嗣

政

田万川町加入区

山口県告示第二百四十七号

第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとお

三五〇

 \widehat{m}^3

大

り解除する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除に係る区域の名称

卸新町(-)(2)

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

 \equiv 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

安全課に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災

山口県告示第二百四十八号

解除する。 二十七年山口県告示第四百十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり 第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 平成

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

東深川((5) 解除に係る区域の名称

 \equiv 解除に係る区域の範囲

 \equiv

次の図のとおり

区域の範囲 卸新町(-(2) 区域の名称

三

急傾斜地の崩壊

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

安全課に備え置いて縦覧に供する。

区域の範囲 東深川(5) 区域の名称

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

建設課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市

山口県告示第二百四十九号

る 第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県告示第二百五十一号

(平成二十七年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次の 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示 (平成十二年法律

平成二十九年六月三十日

解除に係る区域の名称

東深川((5)

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

「次の図」は、 急傾斜地の崩壊

建設課に備え置いて縦覧に供する。

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市

山口県告示第二百五十号

第五十七号)第九条第八項の規定により、 (平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示 (平成十二年法律

のとおり解除する。

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 圌 嗣

政

解除に係る区域の名称

卸新町(-)(2)

解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災

安全課に備え置いて縦覧に供する。)

とおり解除する。 第五十七号)第九条第八項の規定により、

山口県知事

村

岡

嗣

政

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

建設課に備え置いて縦覧に供する。) 省略し、 その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市

兀

口

山口県告示第二百五十二号

第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

東深川(5) 区域の名称

次の図のとおり

区域の範囲

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

建設課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、 省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市

山

(**一九〇**) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十九年六月三十日から同年十月三十日までの間、 山口県商工労働

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

アルゾ下松店

所在地 下松市清瀬町一丁目一五〇の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 住 所

山本 代表者の氏名 誠

変更に係る事項の概要

株式会社万惣

大規模小売店舗の名称 変 更 に 係 る 事 項 (仮称) 変 万惣下松店 更 前 アルゾ下松店 変 更 後

届出年月日

几

平成二十九年六月十六日

Ŧī. 変更年月日

平成二十九年五月十三日

(一九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十九年二月十四日山口県公告(三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南 市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年六月三十日から同年七月三十一日までの間、 山口県商工労

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 周南市花畠町一二七の アルク徳山中央店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九二) 県営大迫地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 大迫地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、

報

2873 号

縦覧に供する書類

平成二十九年六月三十日

山口県知事

村

岡

嗣

政

縦覧の期間

県営大迫地区農村地域防災減災事業計画書の写し

平成二十九年七月三日から同月二十四日まで

縦覧の場所

三

山口県農林水産部農村整備課

(一九三) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」とい 計画を次のとおり公表します。 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、 変更後

平成二十九年六月三十日

県

山口県知事 村 岡 嗣 政

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

口

基本理念 移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見 図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推 れ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を

用していくことが必要である。

山

2 このようなことから、 源の分布、 係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するととも 知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関 海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることに 漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。 回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的 県としては、 国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資

漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第 一種特

な管理措置を講じる。

- 2 について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量
- 3 な指導及び監督を行う。 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、 必要
- 資源管理指針・資源管理計画の推進

的かつ計画的な資源管理を図る。 を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、 を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置 持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容 総合

第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する

画に基づき、 八年及び平成二十九年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただ し、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十 数量を変更することがある。

せることなく、 れる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加さ また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	期間	数量
\$ 50°°°	平成二十八年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
a d	平成二十九年一月から同年十二月まで	国、000~7
	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	若干
i Description	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干

三 源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資

ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、 八年及び平成二十九年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十 国の基

兀

本計画に基づき、数量を変更することがある。

られる漁業については、明示しないこととする。 響が少ないと認められる漁業については、 また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、 海域別及び期間別の数量は、定めない。 「若干」とし、ほとんど影響しないと認め

Г						
"	"	"	"	まあじ		<u>ζ</u>
				じ	5	}
定置漁業権に基づく定置漁業	すくい網漁業	敷網漁業	小型まき網漁業	中型まき網漁業	打	ĸ
という。	業		漁業	漁業	拍	Ħ
く定置海					0)
					和	重
以下						頁
(以下「大型						
若干	若干	若干	若干	四、〇〇〇トン	平成二十八年	数
若干	若干	若干	若干	三、二〇〇トン	平成二十九年	量
					•	

第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

ため、当該漁業者間の話合いを進める。 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進する

させることなく、 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加 また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

まいわし

Щ

させることなく、 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、 力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 また、小型まき網漁業、 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、 現状の漁獲努力量を増加

まさば及びごまさば

資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加 力量を増加させることなく、 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、 また、小型まき網漁業、 敷網漁業、 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 すくい網漁業及び大型定置漁業については、 現状の漁獲努

> させることなく、 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める

するめいか

影

るように努める。 ら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しなが 漁獲実績が前年の漁獲実績程度とな

る事項 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関す

Ŧī.

る海域及び期間並びに量は、 一十八年及び平成二十九年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成 次のとおりである。

67	まこがれ	さわら							区分
乙和		さわら流網漁業				さ わ ら			採
Д С Э	を船 が底 Eび	流 網 漁			捕				
彩寫	デート でき網漁業 は でき網漁業	業				の			
					種				
) () []	(手繰第二 (手繰第二				類				
厚厚	 튀	淳	瀬戸		瀬戸内				
漢	誰	P A	戸 内 海		内海				
十日まで 一日から同年 平成二十九年	十日まで 一日から同年 平成二十八年	月三十日まで 一日から同年- 平成二十九年-	月三十日まで一日から同年	月十平 三十 十二十 十一か十	月十円 三十一 十一か十	期			
同年二月 月 月	同年二月 月	まで十一 一月	まで年九月 一月	十一日まで 八日から同年七 以二十九年六月	二十一日まで ハ日から同年七 ルニ十八年六月	間			
		1 = 1,	——————————————————————————————————————	六、	六、	量(生			
一、六八五	一、六八五	四 五 五	四 五 五	六、七八七	六、七八七	(隻日)			

物資源の採捕の種類別、 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、 海域別又は期間別の量に関する事項 第二種特定海洋生

次のとおりとする 一十八年及び平成二十九年の量について、採捕の種類別、 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成 海域別又は期間別の量は、

区分
採
捕
の
種
類
海
域
期
間
量
(隻日)

平成29年6月30日

平成二十九年六月三十日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の地域

公共測量(基準点測量

作業の種類

第一項の規定により、

中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が

ありました。

2曜日	Щ		県	報	(定)	期)	第	2873 -	<u>=</u> .
		八	七						
測量法 (W	調査及び研究を	己) 巴産 を	るとともに第二種は第二種は	γ,	まこがれ		7 1		
(昭和二十四年法律第百八十八号)公共測量の実施	調査及び研究の充実強化を更に進める。	己の型産がな表であったという、魚産青みに力産と見湿して、海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項事に報告されるような体制の整備を進める。	るとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導す第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項	網漁業及びけた網漁業に限る。)	小型機船底びき網漁業(えびこぎ		網漁業	さわら・たい・まながつお流さし	
第三十九	判を を 的 確 に	対・力量・増進する関する重要	事管理努力る操業制限量に関し宝	F B 漢		厚厚	司 方 維	び伊予灘	安芸灘及
第三十九条において準用する同法第十四条	と	には、	/量に係る漁獲努力/ 等に従って操業す/ 施すべき施策に関	十日まで 一日から同年二月	十日まで 一日から同年二月 平成二十八年一月	月三十日まで一日から同年十一平成二十九年九月	月三十日まで一日から同年十一平成二十八年九月	月三十一日まで十六日から同年七平成二十九年六月	月三十一日まで十六日から同年七
る同法第十四条	資源に関する	•)	る漁獲努力量等が迅速に知って操業するように指導すき施策に関する事項	一一、六八五	一一、六八五	一三、四五五	一三、四五五	六、七八七	六、七八七

一十六日から同年七一平成二十八年六月 十九 十九 で年六 七月 月月 月月 \equiv 六 六、七八七 六八五 六八五 四 五 五 四五五五 七八七 \equiv た。

作業の期間

岩国市川口町

平成二十九年五月二十六日から同年八月三十一日まで

(一九五) 公共測量の実施

第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年六月三十日

山口県知事 村 岡

嗣

政

作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)

二

三 作業の地域 下関市

作業の期間

平成二十九年六月五日から平成三十年三月三十日まで

(一九六) 公共測量の実施

第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり 公共測量を実施する旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年六月三十日

作業の種類

岡 嗣 政

山口県知事 村

作業の地域 下関市豊田町及び長門市俵山

公共測量(基準点測量及び水準測量)

 \equiv 作業の期間

平成二十九年六月二十六日から同年十月三十一日まで

八

(一九七) 公共測量の実施

た。 第一項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし

平成二十九年六月三十日

山口県知事

村

岡 嗣 政

作業の種類

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

作業の地域

作業の期間 周南市大字富田

三

平成二十九年六月二十六日から平成三十年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

口

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

平成二十九年六月三十日

山

山口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中

郎

山口県維新の会	森山よしひさ後 援会	青龍会	俊光会	政治団体の 名 称
髙杉	株日	*	髙杉	代表者の 氏 名
敏也	雪久		敏也	名名
髙杉	森 三	*	髙杉	会計 者の
七豊	雪久		七曹	会計責任 者の氏名
山口市桜畠5丁目//番 33号	山陽小野田市大字厚狭 690の//0	% 核島5丁目//番 33号	山口市古熊/丁目6番 //号	主たる事務所の所在地
				その他の事項
"	"	"	平成29、/0	備 (雇 年月
ω	20	/3	7, /0	参出日

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

菅原あきら後援会 吉田	新社会党防府総支部 田中	神鋼労組長府支部政治活動 吉田 委員会	久保田きみ子後援会 人	市川ひろし後接会 山本		子 田 本 色 々 学
田和久	中 健次	田和久	久保田后子	本 晃	天 名	代表者の
会計責任者	事務所	会計責任者	事務所	会計責任者	#	H
伊藤 由昭	防府市開出4番/0号	伊藤 由昭	字部市新天町 2丁目8番6 号	市川万智子	準	英
八百谷 優	防府市中央町 5番3号	八百谷 優	宇部市大字西 岐波229の338	野村英二	Ħ	本
平成29、	平成28、	"	平成29、	平成28、	(年月日)	

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第 項の規定による届出

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中

郎

. * 3/	長門市三隅上4892	山根久美子	山田 利夫	山根勇治後援会
z 成 28、 /2、30	大島郡周防大島町大字西方/072 平	浜本 政江	田村 三郎	田村三郎後接会
解 年月日	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	政治団体の名称

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十九年六月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 郎

	久保田后子	の油口学場の異動の届出をした者の氏名	対は神神四体
	久保田きみ子後援会	資金管理団体の名称	
	事務所	異動事項	
	字部市新天町 2丁目8番6 号	辫	異 動
	宇部市大字西 岐波229の338	田	内容
	平成29、	(異 動)	
_			

公

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十九年六月三十日

口

山口県知事 村 岡 嗣 政

入札に付する事項

山

物品等の名称及び数量

次に掲げる物品等の借入れ

汎用電子計算機

物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

 (\equiv) 平成三十年一

使用期間 月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

.口県警察本部警務部情報管理課及び山口県総合交通センター

入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- いずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
- に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であるこ 格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び る物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
- 委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けて いないこと。 平成二十九年六月三十日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務
- 三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十九年六月三十日から同年八月二十九日までの午前九時から午後五時までの 山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金 額をもって落札価格とするので、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す

提出場所

る金額を入札書に記載すること。

山口県警察本部警務部会計課

受領期限

九年九月一日午後一時) 平成二十九年八月三十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十

六 入札を執行する場所及び日時

口

七

(___) 日時 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

入札保証金

平成二十九年九月一日午後一時

八 無効入札

免除する。

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

報

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- (\Box) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (\equiv) 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金

免除する。

- (五) 理課(電話○八三−九三三−三九六○)に申請書を提出すること。 をする場合は、平成二十九年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請
- 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三-九三三-〇
- 〇) に問い合わせること。

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- 2 Nature and quantity of the products to be leased: Wide use computer system
- 3 Term of use: From January 1, 2018 to December 31, 2022

- (4) Place of use: Information Management Division, Police Administration Department, Traffic Center Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and Yamaguchi Prefectural General
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110) Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 31, 2017(If brought in person: 1:00 P.M. September 1, 2017)



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

おり指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、

平成二十九年六月三十日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 長

森

友

信

指示の内容

究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。 全長二十センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。 ただし、 試験研

- 適用海域
- 山口県瀬戸内海海区
- \equiv 指示の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

平成二十九年六月三十日発行平成二十九年六月三十日印刷

発発 行行 人所

山口県知事